



# 熊本県公報

号外第 7 号

平成 23 年 3 月 31 日(木)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

○熊本県賞じゅつ金等審査委員会の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程	（人事課）	2
○熊本県税口座振替手数料交付要領の一部を改正する要領	（税務課）	2
○熊本県口座振替促進奨励金交付要項の一部を改正する要項	（〃）	2
○熊本県消防団員等賞じゅつ金審査委員会の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程	（危機管理・防災消防総室）	2
○熊本県産業廃棄物指導要綱の一部を改正する要綱	（廃棄物対策課）	3
○海区漁業調整委員会の事務所の所在地の改正	（水産振興課）	3
○熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領	（監理課）	3
○熊本県港湾管理条例別表に掲げる別に知事が定める額の改正	（港湾課）	4
○熊本県建築士名簿及び建築士事務所登録簿等閲覧規程の一部を改正する規程	（建築課）	4
○業務委託契約等に係る業者選定要領の一部を改正する要領	（管理調達課）	4
○物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱	（〃）	5
○低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領	（〃）	5
○熊本県公共工事請負契約約款の制定	（監理課）	5
○熊本県公共工事関係業務委託契約約款の制定	（〃）	18
○熊本県公共建築設計業務委託契約約款の制定	（〃）	28
○熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款の制定	（建築課）	37
○と畜場法施行細則様式第 1 に掲げると畜場番号の一部改正	（健康危機管理課）	43
○公有水面埋立しゅん功認可	（河川課）	43
○熊本県軽油引取税特別徴収事務取扱交付金交付要項の一部を改正する要項	（税務課）	45
○熊本県産業廃棄物税特別徴収事務取扱交付金交付要項の一部を改正する要項	（〃）	45

### 公 告

○都市公園の供用開始	（都市計画課）	45
------------	---------	----

### 登 載 依 頼

○熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程	（企業局総務経営課）	46
○庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程の一部を改正する規程	（〃）	47
○船津ダム操作規程の一部を改正する規程	（〃）	48
○熊本県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程	（選挙管理委員会）	49
○海区漁業調整委員会事務局の設置等に関する規程の一部を改正する規程		

（熊本県有明海区漁業調整委員会・天草不知火海区漁業調整委員会） 49

○熊本県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令	（議会事務局）	49
-------------------------------	---------	----

○熊本県議会傍聴取扱要領の一部を改正する要領	（〃）	49
○熊本県病院局等防火管理規程	（病院局総務経営課）	50
○熊本県病院局組織規程等の一部を改正する規程	（〃）	51
○熊本県病院局会計規程の一部を改正する規程	（〃）	52
○庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程の一部を改正する規程	（〃）	52
○藤崎台県営野球場の指定管理者の指定	（体育保健課）	52
○熊本武道館の指定管理者の指定	（〃）	53
○熊本県立総合体育館の指定管理者の指定	（〃）	53
○熊本県民総合運動公園の指定管理者の指定	（〃）	53
○熊本県営八代運動公園の指定管理者の指定	（〃）	54
○熊本県総合射撃場の指定管理者の指定	（〃）	54
○熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則	（教育政策課）	54

○熊本県生涯学習事務所処務規程の一部を改正する訓令	（〃）	55
○熊本県教育委員会電子署名規程の一部を改正する訓令	（〃）	55
○熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令	（〃）	56
○熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令	（〃）	56
○熊本県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令	（〃）	59

**告 示****熊本県告示第 349 号の 2**

熊本県賞じゅつ金等審査委員会の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県賞じゅつ金等審査委員会の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程  
熊本県賞じゅつ金等審査委員会の組織及び運営に関する規程（昭和 42 年第 1007 号  
の 2）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「総務部次長」を「総務部政策審議監」に改める。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県告示第 349 号の 3**

熊本県税口座振替手数料交付要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県税口座振替手数料交付要領の一部を改正する要領  
熊本県税口座振替手数料交付要領（平成 22 年熊本県告示第 221 号）の一部を次のように改正する。

2 中「、法人の県民税、法人の事業税」を削る。

4 (1)ア中「「局長等」という。」」を「「地域振興局長等」という。」に改める。

5 中「交付手続き等」を「交付手続等」に改め、5 (1)中「局長等」を「地域振興局長等」に、「総務部税務課長」を「総務部総務税務局税務課長」に改め、5 (2)中「総務部税務課長」を「総務部総務税務局税務課長」に改める。

別記第 2 号様式中「熊本県総務部税務課長」を「熊本県総務部総務税務局税務課長」に改める。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県告示第 349 号の 4**

熊本県口座振替促進奨励金交付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県口座振替促進奨励金交付要項の一部を改正する要項  
熊本県口座振替促進奨励金交付要項（平成 6 年熊本県告示第 485 号）の一部を次のように改正する。

2 中「、法人県民税」及び「、法人事業税」を削り、「自動車税」の次に「に係る口座振替」を加える。

5 中「交付手続き等」を「交付手続等」に改め、5 (1)中「総務部税務課長」を「総務部総務税務局税務課長」に改め、5 (2)中「総務部税務課長」を「総務部総務税務局税務課長」に改め、「各金融機関に口座振替」の次に「促進」を加える。

別記第 2 号様式中「熊本県総務部税務課長」を「熊本県総務部総務税務局税務課長」に改める。

附 則

この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県告示第 349 号の 5**

熊本県消防団員等賞じゅつ金審査委員会の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県消防団員等賞じゅつ金審査委員会の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

熊本県消防団員等賞じゅつ金審査委員会の組織及び運営に関する規程（昭和 44 年熊本

県告示第1017号の3)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「総務部次長」を「市町村局長」に、「市町村総室長及び防災消防課長」を「市町村行政課長及び消防保安課長」に改める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

**熊本県告示第349号の6**

熊本県産業廃棄物指導要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県産業廃棄物指導要綱の一部を改正する要綱

熊本県産業廃棄物指導要綱(平成5年熊本県告示第388号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第12条第7項」を「第12条第9項」に、「第12条の2第8項」を「第12条の2第10項」に改め、同条第9項中「第12条第6項」を「第12条第8項」に、「第12条の2第6項」を「第12条の2第8項」に改める。

別記第5号様式中「環境生活部廃棄物対策課」を「環境生活部環境局廃棄物対策課」に改める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

**熊本県告示第349号の7**

昭和25年9月30日熊本県告示第475号(海区漁業調整委員会の事務所の所在地)を次のように改正し、平成23年4月1日から適用する。

平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県有明海区漁業調整委員会の事務所

熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県農林水産部水産局水産振興課内

天草不知火海区漁業調整委員会の事務所

熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県農林水産部水産局水産振興課内

**熊本県告示第349号の8**

熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領

熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成5年3月19日熊本県告示第243号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第1及び別表第2」を「別表第1から別表第3まで」に改め、同条第2項中「別表第2第4号」を「別表第3」に改める。

第4条第2項第1号中「別表第1各号又は別表第2各号」を「別表各号」に改める。

第11条第1項中「土木部次長」を「土木部政策審議監」に、「農林水産部次長」を「農林水産部政策審議監」に改める。

別表第2中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3 暴力団等の排除に関する措置基準

程 度	期 間
(暴力団又は暴力団員等との関係) <ol style="list-style-type: none"> <li>1 次のいずれかに該当するものとして警察本部長から県工事等からの排除要請があり、明らかに請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 有資格業者若しくは有資格業者の役員等が暴力団員等である場合又は暴力団関係者が実質的に經營に関与している場合。</li> <li>(2) 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</li> </ol> </li> </ol>	当該認定をした日から12か月を経過し、かつ、県発注工事等の契約の相手方として適当と認められる状態になるまで

## (暴力団又は暴力団員等への利益供与等)

2 次のいずれかに該当するものとして県警察本部から通知があり、県工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

- (1) 県工事等の契約の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (2) 代表役員等、一般役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者（以下「役員等」という。）が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、積極的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与したとき。

当該認定をした日から3か月以上9か月以内

## (暴力団又は暴力団員等の利用等)

3 次のいずれかに該当するものとして県警察本部から通知があり、県工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

- (1) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力員等を利用したとき。
- (2) 役員等が、暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用したとき。

当該認定をした日から2か月以上6か月以内

## (暴力団排除条例違反行為)

4 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に違反し、県工事等の相手方として不適当であると認められるとき。

当該認定をした日から2か月以上6か月以内

## 附 則

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要領の施行前に行われた行為に対する指名停止の適用については、なお従前の例による。

**熊本県告示第349号の9**

平成4年7月29日熊本県告示第543号（熊本県港湾管理条例別表に掲げる別に知事が定める額）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島 郁夫

2の表備考2中「土木部港湾課」を「土木部河川港湾局港湾課」に改める。

**熊本県告示第349号の10**

熊本県建築士名簿及び建築士事務所登録簿等閲覧規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県建築士名簿及び建築士事務所登録簿等閲覧規程の一部を改正する規程  
熊本県建築士名簿及び建築士事務所登録簿等閲覧規程（平成20年熊本県告示第104号の3）の一部を次のように改正する。

第2条中「土木部建築課」を「土木部建築住宅局建築課」に改める。

## 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

**熊本県告示第349号の11**

業務委託契約等に係る業者選定要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島 郁夫

業務委託契約等に係る業者選定要領の一部を改正する要領  
業務委託契約等に係る業者選定要領（平成14年熊本県告示第805号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「部次長（政策審議監及び部内局長を含む。以下同じ。）及び当該部（局）長」を「政策審議監及び部内局長」に改め、「又は熊本県庁処務規程に定める専決事項の特例に関する規程（平成22年熊本県訓令第40号。以下「特例処務規程」という。）」を削り、「次長専決事項又は政策審議監及び部内局長専決事項」を「政策審議監及び部内局長専決事項」に、「部長」を「部（局）長」に改め、同項第2号中「、特例処務規程」を削り、同号ア及びイ中「部次長」を「政策審議監又は部内局長」に改め、同条第2項中「総室・室・」を削り、同条第3項中「特例処務規程」を削る。

## 附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

## 熊本県告示第349号の12

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）の一部を次のように改正する。

別表中「熊本県薬務衛生課」を「熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課」に、「熊本県下水環境課」を「熊本県土木部道路都市局下水環境課」に、「熊本県危機管理・防災消防総室」を「熊本県総務都市町村局消防保安課」に、「熊本県廃棄物対策課」を「熊本県環境生活部環境局廃棄物対策課」に、「熊本県健康危機管理課」を「熊本県健康福祉部健康危機管理課」に改める。

## 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

## 熊本県告示第349号の13

低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領

低入札価格調査事務処理要領（平成15年熊本県告示第366号）の一部を次のように改正する。

6の（2）中「事業担当部局次長（政策審議監及び部内局長を含む。）」を「政策審議監、部内局長」に改め、同条第2号中「総室・室・」を削る。

## 附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

## 熊本県告示第349号の14

熊本県公共工事請負契約約款を次のように定める。なお、熊本県公共工事請負契約約款（平成8年熊本県告示第465号）は、廃止する。

平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公共工事請負契約約款

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）について、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別

- の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- （関連工事の調整）
- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。
- （工程表及び請負代金内訳書）
- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、発注者が請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めたときは、これに応じなければならぬ。
- 3 工程表及び内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- （契約の保証）
- 第4条 受注者は、この契約の締結とともに、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「前払金保証事業法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- （権利義務の譲渡等）
- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させなければならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- （一括委任又は一括下請負の禁止）
- 第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- （下請負人の通知）
- 第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- （特許権等の使用）
- 第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。
- （監督員）
- 第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののか、設計図書に定める

ところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときには当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

- 第10条 受注者は、現場代理人、主任技術者及び専門技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- 2 この契約による工事が、建設業法第26条第2項の規定に該当する場合には、前項中「主任技術者」とあるのは「監理技術者」とするものとする。
- 3 この契約による工事が、建設業法第26条第3項の規定に該当する場合には、第1項又は前項の規定により設置される主任技術者又は監理技術者は、工事現場に専任の者としなければならないものとし、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証の交付を受けている者としなければならない。
- 4 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 5 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 6 受注者は、第4項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せらず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 7 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

- 第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

- 第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

- 第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内

に応じなければならない。

- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないと認め、その後の工程に支障を来すときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行つたことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を引渡しに検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であつた場合に、瑕疵があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに第2項後段又は前項の規定によれば、他の支給材料若しくは貸与品に代えて供給されなければならない。
- 5 発注者は、受注者に支給材料又は貸与品を引渡し、支給材料若しくは貸与品の規格若しくは性能を変更し、理由を明示した場合は、前項の規定によれば、他の支給材料若しくは貸与品に代えて供給されなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるとときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となつた支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となつたときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となつた場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物

件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り戻し付けて、発注者に明け渡さなければならない。

- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取戻し付を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取戻し付を行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取戻し付について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取戻し付に要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならぬ。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（条件変更等）

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
  - (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの中優先順位が定められている場合を除く。）。
  - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
  - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならぬ。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
  - (1) 第1項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
  - (2) 第1項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
  - (3) 第1項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

- 第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

- 第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受

- 注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
 (受注者の請求による工期の延長)
- 第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるとときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
 (発注者の請求による工期の短縮等)
- 第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
 (工期の変更方法)
- 第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。  
 (請負代金額の変更方法等)
- 第24条 請負代金額の変更については、次の方法により算出するものとする。ただし、特別な事情がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 請負代金額 = 変更設計工事費 × 原請負代金額 / 原設計工事費
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。  
 (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)
- 第25条 発注者は、工期内で請負契約の変動により請負する工事代金額(以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額に相応する額をいう。以下につき、請負代金額の変動に応じなければならない。
- 2 発注者は、受注者は、前項の規定による出来形部分に相応する(以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額に相応する額をいう。以下につき、請負代金額の変動に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指數等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、受注者に協議通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負契約の変動を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約の変動」であるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とある。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となつたときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができます。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となつたときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他の工事の施工に関する生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めに帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善な管理の義務を怠ったことによる损害を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具である第13条第2項、第14条第1項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取扱いに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の

額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができます。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額の増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の完了後速やかにその結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第32条 受注者は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができます。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前払金)

第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする前払金保証事業法第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があつたときは、直ちに認定を行い、当該認定後速やかにその結果を受注者に通知しなければならない。

5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第37条又は第38条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。

8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。  
(保証契約の変更)

第35条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。  
(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。  
(部分払)

第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督員の検査をするものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中次の表に定める回数を超えることができない。

請負代金の額	1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上
前金払（中間前払金を含む）をしない場合	2回	3回	4回	5回
前金払（中間前払金を含まない）をしない場合	1回	2回	3回	4回
前金払（中間前払金を含む）をする場合	1回	1回	2回	3回

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認後速やかにその結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times \{9 / 10 - (\text{前払金額} + \text{中間前払金額}) / \text{請負代金}\}$$

## 代金額}

この場合において、第1項の請負代金相当額は、次の式により算定するものとする。ただし、特別な事情がある場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

請負代金相当額＝請負代金額×出来形工事費／設計工事費

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

- 第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×{1-(前払金額十中間前払金額)／請負代金額}

この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、次の式により算定する。ただし、特別な事情がある場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとし、発注者が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

指定部分に相応する請負代金の額＝請負代金額×指定部分に係る設計工事費／設計工事費

(第三者による代理受領)

- 第39条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（第38条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払をしなければならない。

- (前払金等の不払に対する工事中止)  
第40条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(瑕疵担保)

- 第41条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれららの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことができる期間は、10年とする。

- (1) 石造、土造、煉瓦造、金属造、コンクリート及びこれらに類するものによる建物その他土地の工作物又は地盤の瑕疵 2年  
(2) 設備工事及び前号に掲げる瑕疵以外の瑕疵 1年  
3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかるわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求することはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

- 4 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の侵入に影響のないものを除く。）について修補又は損害賠償の請求を行うことのできる期間は、10年とする。

- 5 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項又は前項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使

しなければならない。

- 6 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。  
(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第42条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額とする。

- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

- 第43条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者(以下この条において「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1) 請負代金債権(前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。)

(2) 工事完成債務

(3) 瑕疵担保債務(受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものと除く。)

(4) 解除権

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務(第28条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)

- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

- 4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(発注者の解除権)

- 第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。

(3) 第10条第1項に掲げる主任技術者(監理技術者)を設置しなかったとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(5) 第46条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(6) 受注者(受注者が共同企業体であるとときは、その構成員のいずれかの者。以下の号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が經營に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならぬ。
- 3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。  
 (談合その他不正行為による発注者の解除権)
- 第44条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項の規定による排除措置命令又は第65条若しくは第67条第1項の規定による審決(同法第67条第2項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。)を行い、当該排除措置命令又は審決が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第50条第5項の規定により、確定したとき。
  - (3) 受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
  - (4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条による刑が確定したとき。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項による解除の場合に準用する。  
 (その他の発注者の解除権)
- 第45条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第44条第1項又は前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。  
 (受注者の解除権)
- 第46条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
  - (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
  - (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となつたとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。  
 (解除に伴う措置)
- 第47条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条の規定による部分払金(第37条の規定による部分払金を控除した額)を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条又は第44条の2の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.1パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき又は出来形部分の検査に合格しなかつた部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理

する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条又は第44条の2の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。  
(賠償の予約)

第48条 受注者は、第44条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する金額を支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第44条の2第1項第4号のうち、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合。
- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。  
(相殺)

第49条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年3.1パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺できることとし、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3.1パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。  
(火災保険等)

第50条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならぬ。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるもの直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。  
(あっせん又は調停)

第51条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかつたときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関する発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による熊本県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他受注者が工事を施工するためを使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行つた後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行つた後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)  
第52条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)  
第53条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

#### 債務負担行為に係る契約の特約条項

(債務負担行為に係る契約の特則)  
第1条 各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度

円

	年度	円
	年度	円
2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、	次のとおりである。	円
	年度	円
	年度	円
	年度	円
3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。 (債務負担行為に係る契約の前金払の特則)	第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。	円
2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定による読み替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。	前払金を支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定による読み替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。	円
3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、第1項の規定により準用される第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分(円以内)を含めて前払金の支払を請求することができる。	契約会計年度に支払うべき前払金相当分(円以内)を含めて前払金の支払を請求することができる。	円
4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。	前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。	円
5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第3項の規定を準用する。 (債務負担行為に係る契約の部分払の特則)	前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第3項の規定を準用する。	円
2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。 部分払金の額 = 請負代金相当額 × 9 / 10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - {請負代金相当額 - (前年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)} × (当該会計年度前払金額 + 当該会計年度中間前払金額) / 当該会計年度の出来高予定額	部分払金の額 = 請負代金相当額 × 9 / 10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - {請負代金相当額 - (前年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)} × (当該会計年度前払金額 + 当該会計年度中間前払金額) / 当該会計年度の出来高予定額	円
3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、第37条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、各会計年度において中間前払金の支払があった場合は、当該年度の回数を1回減じるものとする。	各会計年度において、部分払を請求できる回数は、第37条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、各会計年度において中間前払金の支払があった場合は、当該年度の回数を1回減じるものとする。	回
	年度	回
	年度	回
	年度	回
(債務負担行為に係る契約の解除に伴う措置の特則)	(債務負担行為に係る契約の解除に伴う措置の特則)	
第4条 契約の解除に伴う措置については、第47条第3項中「第34条」とあるのは「第34条(本特約条項第2条において準用する場合を含む。)」と、「第37条」とあるのは「第37条及び本特約条項第3条」と読み替えて、これらの規定を準用する。 附 則	第47条第3項中「第34条」とあるのは「第34条(本特約条項第2条において準用する場合を含む。)」と、「第37条」とあるのは「第37条及び本特約条項第3条」と読み替えて、これらの規定を準用する。	
この約款は、平成23年4月1日から施行する。		

**熊本県告示第349号の15**

熊本県公共工事関係業務委託契約約款を次のように定める。なお、熊本県公共工事関係業務委託契約約款(平成12年熊本県告示第197号)は、廃止する。

平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公共工事関係業務委託契約約款

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同

- じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を委託者に引き渡すものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。
  - 3 委託者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受託者又は受託者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受託者又は受託者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
  - 4 受託者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
  - 5 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
  - 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
  - 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
  - 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
  - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  - 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- (指示等及び協議の書面主義)
- 第2条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行つた指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
  - 3 委託者及び受託者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- (業務工程表の提出)
- 第3条 受託者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。
- 2 委託者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受託者に対してその修正を請求することができる。
  - 3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があつた日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
  - 4 業務工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。
- (契約の保証)
- 第4条 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、委託者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
  - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
  - 3 第1項の規定により、受託者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
  - 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。
- (権利義務の譲渡等)
- 第5条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させなければならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (著作権の譲渡等)

第6条 受託者は、成果物（第38条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下本条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

2 受託者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかくわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

3 受託者は、成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができます。

4 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

5 受託者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかくわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかると当該成果物の内容を公表することができる。

6 受託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

#### （一括再委託等の禁止）

第7条 受託者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、前項の主たる部分のほか、委託者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。ただし、委託者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 受託者は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

#### （特許権等の使用）

第8条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用者するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかつたときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

#### （監督員）

第9条 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 委託者の意図する成果物を完成させるための受託者又は受託者の管理技術者に対する業務に関する指示

(2) この約款及び設計図書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受託者又は受託者の管理技術者との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この約款に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

#### （管理技術者）

第10条 受託者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第15条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限行使することができる。

3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

(照査技術者)

第11条 受託者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(業務用地の確保)

第12条 委託者は、設計図書において委託者が提供すべきものと定められた業務の遂行上必要な用地（以下「業務用地等」という。）を、受託者が業務の遂行上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 受託者は、確保された業務用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(地元関係者との交渉等)

第13条 地元関係者との交渉等は、委託者が行うものとする。この場合において、委託者の指示があるときは、受託者はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、委託者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

第14条 受託者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、委託者がその承諾を得るものとする。この場合において、委託者の指示があるときは、受託者はこれに協力しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第15条 委託者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受託者の使用人若しくは第7条第3項の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(履行報告)

第16条 受託者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について委託者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第17条 委託者が受託者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受託者は、貸与品等を善良なる者に貸し出さなければならぬ旨をもって管理しなければならない。

4 受託者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となつた貸与品等を委託者に返却しなければならない。

5 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となつたときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第18条 受託者は、業務の内容が設計図書又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が委託者の指示によるときは、委託者は、必要があると認められる其他委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第19条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

(5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状

- 態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を見たときは、受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 委託者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、委託者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならぬ。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
(設計図書等の変更)
- 第20条 委託者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下「設計図書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
(業務の中止)
- 第21条 第三者の所有する土地への立ち入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、受託者の責めに帰すことのできないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受託者が業務を行うことができないと認められるときは、委託者は、業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたときは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
(業務に係る受託者の提案)
- 第22条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案するときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の提案することができる。
- 2 委託者は、前項に規定するを受託者に通知するものとする。
- 3 委託者は、設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、前項の規定により業務委託料を変更しなければならない。  
(受託者の請求による履行期間の延長)
- 第23条 受託者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により委託者に履行期間の延長変更を請求する。  
(委託者の請求による履行期間の短縮等)
- 第24条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受託者に請求することができる。
- 2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 委託者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
(履行期間の変更方法)
- 第25条 履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が履行期間の変更事由が生じた日（第23条の場合にあつては、委託者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては、受託者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。  
(業務委託料の変更方法等)
- 第26条 業務委託料の変更については、次の方法により算出するものとする。ただし、特別な事情がある場合は、委託者と受託者とが協議して定めるものとし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。  
業務委託料=変更設計業務委託料×原業務委託料／原設計業務委託料
- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知

- するものとする。ただし、委託者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。  
(臨機の措置)
- 第27条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受託者は、そのとった措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。
- 3 委託者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。  
(一般的損害)
- 第28条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項、第2項若しくは第3項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。  
(第三者に及ぼした損害)
- 第29条 業務を行つて第三者に及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかるわらず、同項に規定する賠償額(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不適当であることを委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。
- 3 業務を行つて通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、委託者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行つて第三者との間に紛争を生じた場合においては、受託者が負担する。  
(善良な管理者の注意義務)
- 4 前3項の場合その他業務を行つて第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者が協力してその処理解決に当たるものとする。  
(不可抗力による損害)
- 第30条 成果物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)で委託者と受託者双方の責めに帰すことのできないもの(以下この条及び第47条において「業務の出来形部分」といいう。)、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受託者が善良な管理者の注意義務を怠つたことによるもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を委託者に請求することができる。
- 4 委託者は、前項の規定により受託者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具である額に限る。)及び当該損害の額(業務の出来形部分に関する記録等に付ける費用の額)の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち、業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
- (1) 業務の出来形部分に関する損害  
損害を受けた出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- (2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害  
損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費

の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

- 第31条 委託者は、第8条、第18条から第22条まで、第24条、第27条、第28条、第30条、第34条又は第40条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、委託者と受託者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第32条 受託者は、業務を完了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者又は委託者が検査を行ったときは、として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の完了後速やかにその結果を受託者に通知しなければならない。

- 3 委託者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

- 4 委託者は、受託者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受託者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

- 5 受託者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

- 第33条 受託者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

- 3 委託者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日ににおいて満了したものとみなす。

(引渡し前ににおける成果物の使用)

- 第34条 委託者は、第32条第3項若しくは第4項又は第38条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

- 3 委託者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

- 第35条 受託者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を委託者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払を委託者に請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

- 3 受託者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

- 4 受託者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは、受託者は、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条の規定による支払をしようとするときは、委託者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

- 5 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに業務委託料を増額した場合において、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料以上の額であるときは、受託者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料未満の額で

- あるときは、受託者は、受領済みの前払金の額からその増額後の業務委託料の10分の4の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 6 委託者は、受託者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。  
(保証契約の変更)
- 第36条 受託者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を委託者に寄託しなければならない。
- 2 受託者は、前項に定める場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに委託者に寄託しなければならない。
- 3 受託者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、委託者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。  
(前払金の使用等)
- 第37条 受託者は、前払金を次の各号に掲げる経費以外の支払に充当してはならない。
- (1) 設計、調査等の場合  
材料費、労務費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料として必要な経費
  - (2) 測量の場合  
材料費、労務費、外注費、機械器具の貸借料、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料として必要な経費  
(部分引渡し)
- 第38条 成果物について、委託者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第32条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第33条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なるものであるときは、委託者は、当該部分について、受託者の承諾を得て、引渡しを受ける業務に係る業務委託料と、同条第4項及び第33条の規定を準用する。  
この場合において、「引渡しに係る業務委託料」とと読み替えて、より式及び二号中「引渡しに係る業務委託料」は、委託者が前2項に規定する場合に相応する業務委託料と、委託者と受託者が協議して定める。ただし、委託者が前2項において準用する第32条第2項の規定による検査結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、渡しに係る業務委託料  
(1) 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料  
指定部分に相応する業務委託料×(1-前払金の額／業務委託料)  
(2) 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料  
引渡しに相応する業務委託料×(1-前払金の額／業務委託料)  
(第三者による代理受領)
- 第39条 受託者は、委託者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 委託者は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（第38条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払をしなければならない。  
(前払金等の不払に対する業務中止)
- 第40条 受託者は、委託者が第35条又は第38条において準用される第33条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定により受託者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が増加費用を必要とし、若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
(瑕疵担保)
- 第41条 委託者は、成果物に瑕疵があるときは、受託者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第32条第3項又は第4項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から3年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 委託者は、成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかるわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をするることはできない。ただし、受託者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 第1項の規定は、成果物の瑕疵が設計図書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第42条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、委託者は、損害金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料から第38条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額とする。

3 委託者の責めに帰すべき事由により、第33条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(委託者の解除権)

第43条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 管理技術者又は設計図書に定められた場合において照査技術者を配置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (5) 第45条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかつたとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による委託者の解除権)

第43条の2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項の規定による排除措置命令又は第65条若しくは第67条第1項の規定による審決（同法第67条第2項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を行い、当該排除措置命令又は審決が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第50条第5項の規定により、確定したとき。
- (3) 受託者が、公正取引委員会が受託者に違反行為があったとして行った審決に対し、

独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 受託者(受託者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条による刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(その他の委託者の解除権)

第44条 委託者は、業務が完了するまでの間は、第43条第1項又は前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受託者の解除権)

第45条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第20条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第21条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないと。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となつたとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(解除の効果)

第46条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。ただし、第38条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 委託者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受託者が既に業務を完了した部分(第38条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡しを除くものとし、以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下「既履行部分委託料」という。)を受託者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(解除に伴う措置)

第47条 この契約が解除された場合において、第35条の規定による前払金があったときは、受託者は、第43条の規定による解除にあつては、当該前払金の額(第38条の規定により部分引渡しをしてあるときは、その部分の引渡しにおいて返還までの日数に応じ年3.1パーセントの割合で計算した額の支払日の日から返還までの日数に応じ年3.1パーセントの割合で計算した額の利息を委託者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定によると既履行部分の引渡しが行われる場合において、規定による前払金が受け取った場合にあつては、受託者は、当該前払金の額(第38条の規定による部分引渡しにおける前払金の額を控除した額)に当該前払金の支払日の日から返還までの日数に応じ年3.1パーセントの割合で計算した額の利息を委託者に返還しなければならない。

3 受託者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又は毀損を被ったときは、代價を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害賠償を負担する。

4 受託者は、この契約が解除された場合において、作業現場に受託者が所有又は管理する業務の出来形部分(第38条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、調査機械器具、仮設物その他の物件(第7条第3項の規定により、受託者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り付けて、委託者に明け渡さなければならない。

5 前項に規定する撤去並びに修復及び取り付けに要する費用(以下本項及び次項において「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより委託者又は受託者が負担する。

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等契約の解除が第43条によるときは受託者

が負担し、第44条又は第45条によるときは委託者が負担する。

- (2) 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等 受託者が負担する。  
 6 第4項の場合について、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者が支出した撤去費用等(前項第一号の規定により、委託者が負担する業務の出来形部分に係るものと除く。)を負担しなければならない。  
 7 第3項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43又は第43条の2条によるときは委託者が定め、第44条又は第45条の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償の予約)

第48条 受託者は、第43条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する金額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第43条の2第1項第4号のうち、受託者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第49条 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年3.1パーセントの割合で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託料とを相殺できることとし、なお、不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき年3.1パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(保険)

第50条 受託者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものと直ちに委託者に提示しなければならない。

(契約外の事項)

第51条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

### 熊本県告示第349号の16

熊本県公共建築設計業務委託契約約款を次のように定める。なお、熊本県公共建築設計業務委託契約約款(平成12年熊本県告示第198号)は、廃止する。

平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

#### 熊本県公共建築設計業務委託契約約款 (総則)

第1条 委託者及び受託者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計業務委託仕様書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下「設計仕様書」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受託者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を委託者に引き渡すものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。

3 委託者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受託者又は第15条に定める受託者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受託者又は受託者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 受託者は、この約款若しくは設計仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

6 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

8 この約款及び設計仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。  
(指示等及び協議の書面主義)
- 第2条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行つた指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 委託者及び受託者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。  
(業務工程表の提出)
- 第3条 受託者は、この契約締結後14日以内に設計仕様書に基づいて業務工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。
- 2 委託者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受託者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は設計仕様書が変更された場合において、委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があつた日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。  
(契約の保証)
- 第4条 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、委託者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
  - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受託者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。  
(権利義務の譲渡等)
- 第5条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ得はない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。  
(秘密の保持)
- 第6条 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 受託者は、委託者の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。  
(著作権の帰属)
- 第7条 成果物（第37条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下本条から第11条までにおいて同じ。）又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（以下、第7条から第11条までにおいて「著作権等」という。）は、著作権法の定めるところに従い、受託者又は委託者及び受託者の共有に帰属するものとする。  
(著作物等の利用の許諾)
- 第8条 受託者は委託者に対し、次の各号に掲げる成果物の利用を許諾する。この場合において、受託者は次の各号に掲げる成果物の利用を委託者以外の第三者に許諾してはならない。
- (1) 成果物を利用して建築物を1棟（成果物が2以上の構えを成す建築物の建築をその内容としているときは、各構えにつき1棟ずつ）完成すること。
  - (2) 前号の目的及び本件建築物の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広

報等のために必要な範囲で、成果物を委託者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は委託者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

2 受託者は、委託者に対し、次の各号に掲げる本件建築物の利用を許諾する。

- (1) 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
- (2) 本件建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。  
(著作人格権の制限)

第9条 受託者は、委託者に対し、成果物又は本件建築物の内容を自由に公表することを許諾する。

2 受託者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- (1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
- (2) 本件建築物に受託者の実名又は変名を表示すること。

3 受託者は、前条の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。  
(著作権等の譲渡禁止)

第10条 受託者は、成果物又は本件建築物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する受託者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。  
(著作権の侵害の防止)

第11条 受託者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、委託者に対して保証する。

2 受託者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。  
(一括再委託等の禁止)

第12条 受託者は、業務の全部を一括して、又は設計仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。ただし、委託者が設計仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

3 委託者は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。  
(特許権等の使用)

第13条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、設計仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかつたときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。  
(監督員)

第14条 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののか、設計仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 委託者の意図する成果物を完成させるための受託者又は受託者の管理技術者に対する業務に関する指示
- (2) この約款及び設計仕様書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受託者又は受託者の管理技術者との協議
- (4) 業務の進捗の確認、設計仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この約款に定める書面の提出は、設計仕様書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

第15条 受託者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行ふほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第16条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限行使することがで

きる。

- 3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

- 第16条 委託者は、管理技術者又は受託者の使用人若しくは第12条第2項の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

- 3 受託者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認めるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(履行報告)

- 第17条 受託者は、設計仕様書に定めるところにより、契約の履行について委託者に報告しなければならない。

(貸与品等)

- 第18条 委託者が受託者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、設計仕様書に定めるところによる。

- 2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

- 3 受託者は、貸与品等を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 4 受託者は、設計仕様書に定めるところにより、業務の完了、設計仕様書の変更等によつて不用となつた貸与品等を委託者に返還しなければならない。

- 5 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となつたときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計仕様書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

- 第19条 受託者は、業務の内容が設計仕様書又は委託者の指示若しくは委託者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、受託者は、当該不適合が委託者の指示によるとき、その他の委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときには、必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

- 第20条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

- (2) 設計仕様書に誤謬又は脱漏があること。

- (3) 設計仕様書の表示が明確でないこと。

- (4) 履行上の制約等設計仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

- (5) 設計仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行なうことができる。

- 3 委託者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、委託者は、設計仕様書の訂正又は変更を行わなければならぬ。

- 5 前項の規定により設計仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計仕様書等の変更)

- 第21条 委託者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計仕様書又は業務に関する指示（以下本条及び第23条において「設計仕様書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、設計仕様書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、

又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第22条 委託者は、必要があると認められるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 委託者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受託者の提案)

第23条 受託者は、設計仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他の改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計仕様書等の変更を提案することができる。

2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計仕様書等の変更を受託者に通知するものとする。

3 委託者は、前項の規定により設計仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(受託者の請求による履行期間の延長)

第24条 受託者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(委託者の請求による履行期間の短縮等)

第25条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受託者に請求することができる。

2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 委託者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第26条 履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が履行期間の変更事由が生じた日(第24条の場合にあっては、委託者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受託者が履行期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を定め、委託者に通知するには、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第27条 業務委託料の変更については、次の方法により算出するものとする。ただし、特別な事情がある場合は、委託者と受託者とが協議して定めるものとし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

業務委託料=変更設計業務委託料×原業務委託料／原設計業務委託料

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(一般的損害)

第28条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。)については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害(設計仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものは、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかるわらず、同項に規定する賠償額(設計仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(業務委託料の変更に代える設計仕様書の変更)

第30条 委託者は、第13条、第19条から第23条まで、第25条、第28条、第33条又は第39条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合

において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計仕様書を変更することができる。この場合において、設計仕様書の変更内容は、委託者と受託者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わぬ場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始日を定め、委託者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第31条 受託者は、業務を完了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者又は委託者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受託者の立会いの上、設計仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の完了後速やかにその結果を受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 委託者は、受託者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時にに行うことを請求することができる。この場合においては、受託者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受託者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

- 第32条 受託者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 委託者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日ににおいて満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

- 第33条 委託者は、第31条第3項若しくは第4項又は第37条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

- 第34条 受託者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を委託者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払を委託者に請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受託者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受託者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは、受託者は、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第37条の規定による支払をしようとするときは、委託者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 5 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに業務委託料を増額した場合において、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料以上の額であるときは、受託者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料未満の額であるときは、受託者は、受領済みの前払金の額からその増額後の業務委託料の10分の4の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 6 委託者は、受託者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第35条 受託者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を委託者に寄託しなければならない。
- 2 受託者は、前項に定める場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契

- 約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに委託者に寄託しなければならない。
- 3 受託者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、委託者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。  
(前払金の使用等)
- 第36条 受託者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。  
(部分引渡し)
- 第37条 成果物について、委託者が設計仕様書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第31条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第32条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、委託者は、当該部分について、受託者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第31条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第32条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 前2項の規定により準用される第32条第1項の規定により受託者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第一号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第二号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、委託者と受託者が協議して定める。ただし、委託者が前2項において準用する第31条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。  
(1) 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料  
指定部分に相応する業務委託料×(1-前払金の額／業務委託料)  
(2) 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料  
引渡部分に相応する業務委託料×(1-前払金の額／業務委託料)  
(第三者による代理受領)
- 第38条 受託者は、委託者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。  
2 委託者は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（第37条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払をしなければならない。  
(前払金等の不払に対する受託者の業務中止)
- 第39条 受託者は、委託者が第34条又は37条において準用される第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定により受託者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が増加費用を必要とし、若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
(瑕疵に対する受託者の責任)
- 第40条 委託者は、成果物に瑕疵があるときは、受託者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。  
2 前項において受託者が負うべき責任は、第31条第2項（第37条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。  
3 第1項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第3項又は第4項の規定による成果物の引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から本件建築物の工事完成後2年以内に、また、第37条第1項又は第2項の規定による部分引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から当該部分を利用した工事の完成後2年以内に、それを行わなければならぬ。ただし、これらの場合であっても、成果物の引渡し時から10年を超えては、修補又は損害賠償の請求を行えない。
- 4 前項の規定にかかわらず、成果物の瑕疵が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、同項に規定する請求を行うことができる期間は、引渡しを受けた日から10年とする。  
5 委託者は、成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受託者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。  
6 第1項の規定は、成果物の瑕疵が設計仕様書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限

りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第41条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、委託者は、損害金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料から第37条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額とする。

3 委託者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第37条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(委託者の解除権)

第42条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(2) 管理技術者を配置しなかったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(4) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 委託者は、受託者が、第44条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たときは、この契約を解除することができる。

3 第1項又は前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期限までに支払わなければならない。

4 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による委託者の解除権)

第42条の2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項の規定による排除措置命令又は第65条若しくは第67条第1項の規定による審決（同法第67条第2項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を行い、当該排除措置命令又は審決が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第50条第5項の規定により、確定したとき。

(3) 受託者が、公正取引委員会が受託者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条による刑が確定したとき。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(その他の委託者の解除権)

第43条 委託者は、業務が完了するまでの間は、第42条第1項及び第2項又は前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受託者の解除権)

第44条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第21条の規定により設計仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第22条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。
- (解除の効果)
- 第45条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。ただし、第37条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。
- 2 委託者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受託者が既に業務を完了した部分（第37条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めめたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- (解除に伴う措置)
- 第46条 この契約が解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、受託者は、第42条の規定による解除にあっては、当該前払金の額（第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払日の日から返還の日までの日数に応じ年3.1パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を委託者に返還しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があつた場合は、委託者は、当該前払金の額（第37条の規定による部分引渡しがあつた場合にあっては、前条第3項の規定により既履行部分の引渡しににおいて償却した前払金の額を控除する。この場合において、受領に済みの前払金になお余剰があるときは、受託者は、第42条返還の日までの日数に応じ年3.1パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあっては、当該余剰額を返還しなければならない。
- 3 受託者は、この契約が解除された場合は、当該貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 前項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第42条又は第42条の2によるときは委託者が定め、第43条又は第44条の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。
- (賠償の予約)
- 第47条 受託者は、第42条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する金額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 第42条の2第1項第4号のうち、受託者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合
- 2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
- (相殺)
- 第48条 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないとときは、委託者は、その支払わないと規定する額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年3.1パーセントの割合で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託料とを相殺できることとし、なお、不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき年3.1パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。
- (保険)
- 第49条 受託者は、設計仕様書に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを持ちに委託者に提示しなければな

らない。

(契約外の事項)

第50条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して定める。

#### 附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

### 熊本県告示第349号の17

熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款を次のように定める。なお、熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款（平成22年熊本県告示第343号）は、廃止する。

平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、工事監理業務委託仕様書（仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下「工事監理仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び工事監理仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受託者は、契約書記載の委託業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了のとどめる。委託者は、契約書記載の業務委託料（以下「業務委託料」という。）を支払うものとする。

3 委託者は、その意図する業務を対して指示を受けるため、業務に関する指示を受託者又は第9条に定める受託者の管理技術者に該当する者に指示して行なわなければならない。

4 受託者は、この約款及び工事監理仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者が協議がある場合を除き、業務を完了するため必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 この契約の履行に関する委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

6 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約の履行に関する委託者と受託者との間で用いる計量単位は、工事監理仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

8 この約款及び工事監理仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、委託者の所在地を管轄する裁判所を専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行なうことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行なった指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 委託者及び受託者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務計画書の提出)

第3条 受託者は、この契約締結後14日以内に工事監理仕様書に基づいて業務計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受理した日から7日以内に、受託者に対してその修正を請求することができる。

3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は工事監理仕様書が変更された場合において、委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して業務計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「業務計画書の再提出の請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 業務計画書は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、委託者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証  
 (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結による保証
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受託者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。  
 (権利義務の譲渡等)
- 第5条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させなければならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保のために供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。  
 (秘密の保持)
- 第6条 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 受託者は、委託者の承諾なく、この契約の履行を行う上で得られた設計図書等（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
- (一括再委託等の禁止)
- 第7条 受託者は、業務の全部を一括して、又は工事監理仕様書において指定した部分を第三者に委任してはならない。
- 2 受託者は、業務の一部を第三者に委任しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。ただし、委託者が工事監理仕様書において指定した軽微な部分を委任しようとするときは、この限りでない。
- 3 委託者は、受託者に対して、業務の一部を委任した者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。  
 (監督員)
- 第8条 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののか、工事監理仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) 委託者の意図する業務を完了させるための受託者又は受託者の管理技術者に対する業務に関する指示  
 (2) この約款及び工事監理仕様書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答  
 (3) この契約の履行に関する受託者又は受託者の管理技術者との協議  
 (4) 業務の進捗の確認、工事監理仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- 3 委託者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示、承諾、回答又は協議は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この約款に定める書面の提出は、工事監理仕様書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。  
 (管理技術者)
- 第9条 受託者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第10条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限行使することができる。
- 3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せし自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。  
 (管理技術者等に対する措置請求)
- 第10条 委託者は、管理技術者又は受託者の使用人若しくは第7条第2項の規定により受託者から業務を委任された者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定

- し、その結果を請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認めるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 委託者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。  
 (履行報告)
- 第11条 受託者は、工事監理仕様書に定めるところにより、契約の履行について委託者に報告しなければならない。  
 (貸与品等)
- 第12条 委託者が受託者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、工事監理仕様書に定めるところによる。
- 2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受託者は、工事監理仕様書に定めるところにより、業務の完了、工事監理仕様書の変更等によって不用となつた貸与品等を委託者に返還しなければならない。
- 5 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となつたときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。  
 (工事監理仕様書と業務内容が一致しない場合の履行責任)
- 第13条 受託者は、業務の内容が工事監理仕様書又は委託者の指示若しくは委託者と受託者の協議の内容に適合しない場合において、監督員がその履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が委託者の指示によるときその他委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
 (条件変更等)
- 第14条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
  - (2) 工事監理仕様書に誤謬又は脱漏があること。
  - (3) 工事監理仕様書の表示が明確でないこと。
  - (4) 履行上の制約等工事監理仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
  - (5) 工事監理仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならぬ。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 委託者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してもとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上で、当該期間を延長することができる。
- 4 委託者は、前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、工事監理仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により工事監理仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
 (工事監理仕様書等の変更)
- 第15条 委託者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるとときは、工事監理仕様書又は業務に関する指示（以下本条及び第17条において「工事監理仕様書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、工事監理仕様書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
 (業務の中止)
- 第16条 委託者は、必要があると認められるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 2 委託者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
 (業務に係る受託者の提案)
- 第17条 受託者は、工事監理仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法そ

- その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき工事監理仕様書等の変更を提案することができる。
- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、工事監理仕様書等の変更を受託者に通知するものとする。
  - 3 委託者は、前項の規定により工事監理仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。  
(受託者の請求による履行期間の延長)
- 第18条 受託者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により委託者に履行期間の延長を請求することができる。  
(委託者の請求による履行期間の短縮等)
- 第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があると認められるときは、履行期間の短縮を受託者に請求することができる。
- 2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があると認められるときは、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
  - 3 委託者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。  
(履行期間の変更方法)
- 第20条 履行期間の変更については、委託者と受託者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。  
2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が履行期間の変更事由が生じた日（第18条の場合にあっては、委託者が履行期間の延長の請求を受けた日、前条の場合にあっては受託者が履行期間の短縮の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。  
(業務委託料の変更方法等)
- 第21条 業務委託料の変更については、次の方法により算出するものとする。ただし、特別な事情がある場合は、委託者と受託者とが協議して定めるものとし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。  
業務委託料 = 変更設計業務委託料 × 原業務委託料 / 原設計業務委託料
- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。
  - 3 この約款の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者が協議して定める。  
(一般的損害)
- 第22条 業務の完了の前に、業務を行うにつき生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害（工事監理仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。  
(第三者に及ぼした損害)
- 第23条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならぬときは、受託者がその賠償額を負担する。  
2 前項の規定にかかるわらず、同項に規定する賠償額（工事監理仕様書に定めるところに於ける賠償額）のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。  
3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者が協力してその処理解決に当るものとする。  
(業務委託料の変更に代える工事監理仕様書の変更)
- 第24条 委託者は、第13条から第17条まで、第19条又は第22条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由がある場合は、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて工事監理仕様書を変更することができる。この場合において、工事監理仕様書の変更内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。  
2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。  
(検査及び引渡し)
- 第25条 受託者は、業務を完了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。  
2 委託者又は委託者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、

- 前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受託者の立会いの上、工事監理仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の完了後速やかにその結果を受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受託者が業務報告書の引渡しを申し出たときは、直ちに当該業務報告書の引渡しを受けなければならない。
- 4 委託者は、受託者が前項の申出を行わないときは、当該業務報告書の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受託者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受託者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに必要な作業を実施して委託者の検査を受けなければならぬ。この場合において、必要な作業の実施の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。
- (業務委託料の支払)
- 第26条 受託者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 委託者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数（以下「遅延日数」という。）は、前項に規定する期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- (部分払)
- 第27条 受託者は、業務の完了前に、出来形部分に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。
- 2 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を委託者に請求しなければならない。
- 3 委託者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受託者の立会いの上、工事監理仕様書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受託者に通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。
- 5 受託者は、第3項の規定による通知があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、委託者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の業務委託料相当額は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、委託者が第3項の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- 部分払金の額 = 第1項の業務委託料相当額 × (9/10)
- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となつた業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。
- (第三者による代理受領)
- 第28条 受託者は、委託者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 委託者は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第26条又は第27条の規定に基づく支払をしなければならない。
- (部分払金の不払いに対する受託者の業務中止)
- 第29条 受託者は、委託者が第26条又は第27条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したる場合は、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受託者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定により又は業務委託料を変更し、受託者が増加費用を必要とし、又は受託者に損害を負担しなければならない。
- (債務不履行に対する受託者の責任)
- 第30条 受託者がこの契約に違反した場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、委託者は、受託者に對して相当の期間を定めてその履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、受託者がその責めに帰すべからざることを立証したときは、この限りでない。
- 2 前項において受託者が負うべき責任は、第25条第2項又は第27条第3項の規定による検査に合格したことでもって免れるものではない。
- 3 第1項の規定による履行又は損害賠償の請求は、第25条第3項又は第4項の規定により業務が完了した日から本件建築物の工事完成後2年以内に行わなければならない。ただし、その違反が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求できる期間は、業務が完了した日から本件建築物の工事完成後10年以内とする。
- 4 委託者は、業務の完了の際に受託者にこの契約に関して違反があることを知ったとき

は、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該履行の請求又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受託者がその違反があることを知っていたときは、この限りでない。

- 5 第1項の規定は、受託者の契約違反が工事監理仕様書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第31条 委託者は、受託者が受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、損害金の支払を受託者に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、業務委託料から第27条の規定による部分払に係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 受託者は、委託者の責めに帰すべき事由により第26条第2項若しくは第27条第5項の規定による業務委託料又は部分払金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(委託者の解除権)

- 第32条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (2) 管理技術者を配置しなかったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (4) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 委託者は、受託者が、第34条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たときは、この契約を解除することができる。
- 3 第1項又は前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期限までに支払わなければならない。
- 4 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による委託者の解除権)

- 第33条 委託者は、受託者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項の規定による排除措置命令又は第65条若しくは第67条第1項の規定による審決（同法第67条第2項の規定による該当する事実がなかつたと認められる場合の審決を除く。）を行い、当該排除措置命令又は審決が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が受託者に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第50条第5項の規定により確定したとき。
- (3) 受託者が公正取引委員会が受託者に違反行為があったとして行った審決に対し独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。
- (その他の委託者の解除権)

- 第34条 委託者は、業務が完了するまでの間は、第32条第1項及び第2項又は前条第

- 1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。  
(受託者の解除権)
- 第35条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 第15条の規定により工事監理仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
  - (2) 第16条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないと。
  - (3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。  
(解除の効果)
- 第36条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。ただし、第27条に規定する部分払に係る部分については、この限りでない。  
(解除に伴う措置)
- 第37条 受託者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 前項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第32条又は第33条によるときは委託者が定め、第34条又は第35条の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。  
(賠償の予約)
- 第38条 受託者は、第33条第1項各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する金額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、第33条第1項第4号のうち、受託者について刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。  
(相殺)
- 第39条 委託者は、受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年3.1パーセントの割合で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託料とを相殺できることとし、なお、不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき年3.1パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。  
(保険)
- 第40条 受託者は、工事監理仕様書に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを持ちに委託者に提示しなければならない。
- (契約外の事項)
- 第41条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。  
附 則  
この約款は、平成23年4月1日から施行する。

**熊本県告示第349号の18**

昭和43年1月9日熊本県告示第6号(と畜場法施行細則様式第1に掲げると畜場番号)の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から適用する。

平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島 郁夫

表中「人吉球磨広域行政組合食肉センター」を「全国開拓農業協同組合連合会人吉食肉センター」に改める。

**熊本県告示第349号の19**

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり

公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 しゅん功認可年月日

平成23年3月30日

2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

(1) 熊本市水前寺六丁目18番1号

道路管理者 熊本県 代表者 熊本県知事 蒲島郁夫

(2) 上天草市大矢野町上1514番地

上天草市長 川端祐樹

3 埋立区域

(1) 位置

(二工区)

上天草市姫戸町姫浦字日守3384、3383、3380、3379の2及び3379の1、宇石崎3359の3、3359の1、3362、3357の1、3357の2及びこれらの区域に隣接介在する道路地先公有水面

(2) 区域

(二工区)

次の各地点のうち、④の地点から48度52分56秒500.00メートル地点を円心とする半径500.00メートルの円周で④の地点と⑥の地点とを結ぶ南側の円弧、⑥の地点から②の地点までを順次に結んだ線、②の地点から111度48分38秒395.50メートル地点を円心とする半径395.50メートルの円周で①の地点と⑩の地点とを結ぶ西側の円弧、⑩の地点から⑪の地点までを順次に結んだ線、⑪の地点と⑦の地点を結ぶ平成17年の秋分の満潮位(DL+3.70メートル)における公有水面と陸地との境界線、⑦の地点から⑬の地点までを順次に結んだ線、⑬の地点から103度02分56秒407.50メートル地点を円心とする半径407.50メートルの円周で⑯の地点と⑮の地点とを結ぶ西側の円弧及び⑦の地点から④の地点までを順次に結んだ線により囲まれた区域

④の地点	基点から227度41分28秒 1, 340.73メートルの地点
⑥の地点	④の地点から130度10分28秒 12.36メートルの地点
⑤の地点	⑥の地点から206度14分45秒 1.44メートルの地点
⑨の地点	⑤の地点から205度33分36秒 9.52メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から204度42分06秒 9.52メートルの地点
⑧の地点	⑩の地点から203度40分24秒 9.52メートルの地点
②の地点	⑧の地点から202度17分26秒 9.74メートルの地点
⑪の地点	②の地点から197度25分46秒 6.042メートルの地点
⑯の地点	⑪の地点から192度20分01秒 9.29メートルの地点
⑮の地点	⑯の地点から191度11分11秒 9.52メートルの地点
⑭の地点	⑮の地点から190度09分27秒 9.52メートルの地点
⑯の地点	⑭の地点から189度17分59秒 9.52メートルの地点
⑮の地点	⑯の地点から188度36分49秒 9.52メートルの地点
⑭の地点	⑮の地点から188度06分15秒 9.52メートルの地点
⑬の地点	⑭の地点から187度45分52秒 9.52メートルの地点
⑫の地点	⑬の地点から187度35分38秒 9.52メートルの地点
⑪の地点	⑫の地点から187度33分57秒 2.543メートルの地点
⑰の地点	⑪の地点から321度54分55秒 1.678メートルの地点
⑯の地点	⑰の地点から7度33分58秒 13.70メートルの地点
⑯の地点	⑯の地点から7度35分40秒 9.66メートルの地点
⑯の地点	⑯の地点から7度46分08秒 9.66メートルの地点
⑯の地点	⑯の地点から8度06分58秒 9.66メートルの地点
⑯の地点	⑯の地点から8度37分57秒 9.66メートルの地点
⑯の地点	⑯の地点から9度19分08秒 9.66メートルの地点
⑯の地点	⑯の地点から10度10分57秒 9.66メートルの地点
⑯の地点	⑯の地点から11度12分25秒 9.66メートルの地点
⑯の地点	⑯の地点から12度20分35秒 9.43メートルの地点
⑯の地点	⑯の地点から17度25分46秒 6.226メートルの地点
⑯の地点	⑯の地点から22度17分05秒 9.88メートルの地点
⑯の地点	⑯の地点から23度39分09秒 9.66メートルの地点
⑯の地点	⑯の地点から24度40分36秒 9.66メートルの地点
⑯の地点	⑯の地点から25度32分27秒 9.66メートルの地点

(3) 面積

(二工区) 2,383.61平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

5 埋立免許年月日及び指令番号

平成18年7月14日 熊本県指令河第12号

6 関係図書の閲覧

上天草市において、しゅん功認可の告示の日から起算して10年間備え置くものとす

る。

### 熊本県告示第 349 号の 20

熊本県軽油引取税特別徴収事務取扱交付金交付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県軽油引取税特別徴収事務取扱交付金交付要項の一部を改正する要項

熊本県軽油引取税特別徴収事務取扱交付金交付要項（昭和 49 年熊本県告示第 540 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「課税地の地域振興局長等」を「当該特別徴収義務者に係る徴収事務を管轄する地域振興局長等」に改める。

附 則

この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

### 熊本県告示第 349 号の 21

熊本県産業廃棄物税特別徴収事務取扱交付金交付要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県産業廃棄物税特別徴収事務取扱交付金交付要項の一部を改正する要項

熊本県産業廃棄物税特別徴収事務取扱交付金交付要項（平成 18 年熊本県告示第 419 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「課税地の地域振興局長等」を「当該特別徴収義務者に係る徴収事務を管轄する地域振興局長等」に改める。

附 則

この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

## 公 告

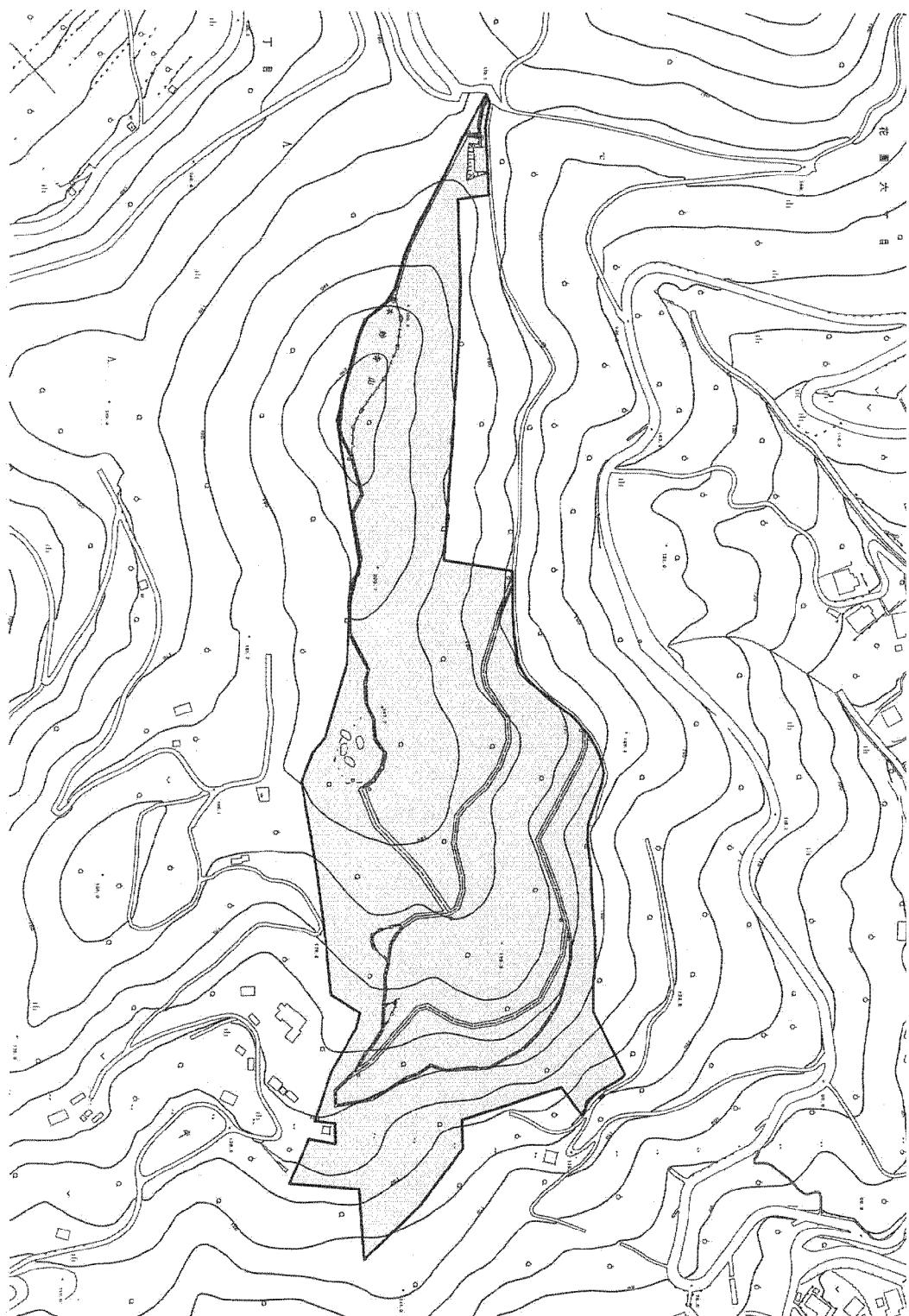
### 熊本県公告第 160 号の 2

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、次のとおり都市公園の供用を開始する。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- |   |    |              |
|---|----|--------------|
| 1 | 名称 | 本妙寺山緑地公園     |
| 2 | 位置 | 熊本市花園 6 丁目地内 |
| 3 | 区域 |              |



4 面積 6.9ヘクタール

5 供用開始の期日 平成 23 年 4 月 1 日

**登載依頼**

**熊本県公営企業管理規程第 5 号**

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程

熊本県企業局会計規程（昭和39年電気事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2（第8条関係）の電気事業会計勘定科目の固定資産の表の有形固定資産 建設仮勘定（何）建設準備口 総係費 建設中利子の項中「公営企業金融公庫」を「地方公共団体金融機構」に改める。

別表第2（第8条関係）の電気事業会計勘定科目の固定資産の表の有形固定資産の項中

「事業外固定資産」	（何）事業	土地 建物 雑装置 備品 その他事業外固定資産」	を「事業外固定資産」	（何）事業	土地 建物 雑装置 備品 その他事業外固定資産
-----------	-------	--------------------------------------	------------	-------	-------------------------------------

藤本発電所	鉄筋コンクリート造 金属造 れんが造 ブロック造 木造 取水口 導水路 水槽 水圧管路 放水路 雜工事 えん堤 雜工事 水車 発電機 主要変圧器 配電盤開閉 装置 自動制御装置 屋外鉄構諸機械装置 諸工事 通信電灯電力装置 修繕試験装置 雜装置 雜工具 器具諸備品 諸車 リース資産 工事負担金 (貸方) 減価償却累計額 (貸方) 共有者持分額 (貸方)
-------	--

に改める。

別表第2（第8条関係）の電気事業会計勘定科目の固定資産の表の無形固定資産の項中

「事業外固定資産」	（何）事業	を「事業外固定資産」	（何）事業	藤本発電所	電話加入権 その他の無形固定資産」
-----------	-------	------------	-------	-------	----------------------

## 附 則

この規程は、平成23年3月31日から施行する。

正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島 郁夫

庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程の一部を改正する規程

庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程（平成20年熊本県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「知事部局総務部総務事務センター」を「知事部局総務部総務税務局総務事務センター」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

**熊本県公営企業管理規程第7号**

船津ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

熊本県知事 蒲島 郁夫

船津ダム操作規程の一部を改正する規程

船津ダム操作規程（昭和45年熊本県公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「土木部河川課」を「土木部河川港湾局河川課」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第17条第1項）

観測すべき事項	観測施設			観測の回数	摘要
	名称	位置	構造又は能力		
貯水位及び流入量	船津調整池水位観測所	下益城郡美里町涌井字折立（船津ダム）	有線遠隔自記水位計	毎日1回（洪水時洪水警戒時及び予備警戒時においては60分毎に1回）	流入量は第9条の測定により、観測の結果に基づき算定する。
降水量	船津調整池雨量観測所	下益城郡美里町涌井字折立	自記雨量計	〃	
〃	緑川貯水池雨量観測所	下益城郡美里町畠野	自記雨量計	〃	
〃	尾野尻雨量観測所	上益城郡山都町尾野尻字西高山	ロボットテレメーター雨量計	〃	
〃	稻生野雨量観測所	上益城郡山都町御所字下稻生野1542の1	〃	〃	
〃	内大臣雨量観測所	上益城郡山都町内大臣	〃	〃	
〃	矢部雨量観測所	上益城郡山都町下市字松出236の1	〃	〃	
貯水位、流入量及び総放流量	緑川貯水池水位観測所	下益城郡美里町畠野	有線遠隔自記水位計	毎日1回（洪水時洪水警戒時及び予備警戒時においては60分毎に1回）	流入量は第9条の測定により、観測の結果に基づき算定する。
水位	津留水位観測所	上益城郡山都町津留983	ロボットテレメーター水位計	〃	

**附 則**

(施行期日)  
1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県選挙管理委員会告示第 15 号**

熊本県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴田憲保

熊本県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程  
熊本県選挙管理委員会規程（昭和 51 年熊本県選挙管理委員会告示第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「推薦」を「推選」に改める。  
第 10 条第 2 項中「市町村総室長」を「市町村行政課長」に、「市町村総室副総室長」を「市町村行政課課長補佐」に改める。

同条第 4 項中「市町村総室」を「市町村行政課、市町村財政課」に改める。  
第 16 条中「別表第 1」を「別表第 2」に、「別表第 2」を「別表第 3」に改める。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県有明海区漁業調整委員会告示第 1 号****天草不知火海区漁業調整委員会告示第 1 号**

海区漁業調整委員会事務局の設置等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 青山行男  
天草不知火海区漁業調整委員会会長 板崎清

海区漁業調整委員会事務局の設置等に関する規程の一部を改正する規程  
海区漁業調整委員会事務局の設置等に関する規程（平成 21 年熊本県有明海区漁業調整委員会告示第 2 号及び平成 21 年天草不知火海区漁業調整委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「熊本県農林水産部水産振興課内」を「熊本県農林水産部水産局水産振興課内」に改める。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県議会訓令第 1 号**

議会事務局

熊本県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県議会議長 小杉直

熊本県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令  
熊本県議会事務局の組織等に関する規程（昭和 36 年議会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条、第 5 条の 2 第 2 項及び第 6 条第 3 項中「首席総務審議員」を「首席審議員」に、「総務審議員」を「審議員」に改める。

附 則

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県議会告示第 2 号**

議会事務局

熊本県議会委員会傍聴取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県議会議長 小杉直

熊本県議会委員会傍聴取扱要領の一部を改正する要領  
熊本県議会委員会傍聴取扱要領（平成 13 年熊本県議会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「総務審議員」を「審議員」に改める。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県病院局管理規程第1号**

熊本県病院局庁舎等防火管理規程を次のように定める。

平成23年3月31日

熊本県病院事業管理者 横 田 堅

**熊本県病院局庁舎等防火管理規程****第1章 総則****(趣旨)**

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、庁舎等及び公の施設の防火管理について必要な事項を定めるものとする。

**(用語の定義)**

第2条 この規程において「庁舎等」とは、熊本県病院局庁舎管理規程（平成20年熊本県病院局管理規程第9号。以下「庁舎管理規程」という。）第2条に規定するものをいう。

2 この規程において「庁舎等管理者」とは、室管理者とは、それぞれ庁舎管理規程第3条及び第4条に規定する者をいう。

**第2章 組織****(防火管理者)**

第3条 庁舎等にそれぞれ防火管理者1人を置く。

**(火元責任者)**

第4条 庁舎等の事務室、その他の室及び湯沸場、階段その他の共用部分（以下「各室等」という。）に火元責任者及び副火元責任者を置く。

2 室管理者は、その管理に属する室の火元責任者及び副火元責任者を定め、防火管理者に届け出なければならない。

3 湯沸場、階段その他の共用部分の火元責任者及び副火元責任者は、庁舎等管理者が指名する。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず会議室を使用する場合における当該会議室の火元責任者は、その使用責任者とする。

**(自衛消防隊)**

第5条 本庁及び知事が別に指定する庁舎等に自衛消防隊を置く。

2 自衛消防隊の組織の編成、実施要領の作成その他自衛消防上必要な事項は、別に定める。

**(庁舎等管理者の防火管理上の職務)**

第6条 庁舎等管理者は、防火管理上の措置及び消防設備等（消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の整備について必要な指揮を行なうものとする。

**(防火管理者の職務)**

第7条 防火管理者は、次の職務を行なうものとする。

(1) 消防計画を作成すること。

(2) 消火、通報及び避難の訓練を実施すること。

(3) 消防用設備等の点検及び整備に関するここと。

(4) 火気物品等の使用又は取扱いについて、指揮及び監督をすること。

(5) 前各号に掲げるもののほか防火管理上必要な業務

**(室管理者の防火管理上の職務)**

第8条 室管理者は、その管理に属する事務室、その他の室にかかる初期消火活動及び非常持出活動のため必要な組織の編成及び実施要領の作成、火災発生時における職員の指導並びに防火管理上必要な措置を講じなければならない。

**(火元責任者の職務)**

第9条 火元責任者は、その責任に属する各室等の防火管理について次の職務を行なうものとする。

(1) 火気物品等の使用又は取扱いについて、実地に指導及び監督をすること。

(2) 消防用設備等の点検及び整備をすること。

(3) 退院時に、火気物品等の安全を確認すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか防火管理上必要な措置をすること。

2 副火元責任者は、火元責任者を補佐し、火元責任者に事故あるときは、その職務を代行しなければならない。

**(巡回等の防火管理上の職務)**

第10条 巡視又は当直員は、庁舎等に火災が発生した場合は、初期消火に努めるとともに、消防機関並びに庁舎等管理者及び防火管理者への通報その他消火上必要な緊急措置を講じなければならない。

**(職員の義務)**

第11条 職員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 庁舎等において火災を発見した場合は、直ちに消防機関に通報するとともに、他の職員と協力して初期消火に努めること。

(2) 勤務時間外において庁舎等に火災が発生したことを知ったときは、すみやかに登

庁し、上司の指示を受け、消防活動に従事すること。

(3) 防火に関する知識及び技術の習得に努めること。

**第3章 防火措置****(改善措置)**

第12条 室管理者（共用部分にあっては当該火元責任者）は、当該各室等について防火管理上改善を要する事項がある場合は、すみやかに防火管理者に報告しなければならない。

2 防火管理者は、当該庁舎等について防火管理上改善を要する事項がある場合は、すみやかに庁舎等管理者に報告しなければならない。  
(火気物品等の使用)

第13条 庁舎等において火気物品等を使用しようとする者は、防火管理者を経て庁舎等管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者は、許可に付された使用上の条件を遵守しなければならない。

#### 第4章 防火対策委員会 (防火対策委員会の設置)

第14条 庁舎等の防火管理に関する次に掲げる事項を調査審議するための防火対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 防火計画に関すること。
- (2) 消防用設備等の改善に関すること。
- (3) 防火上の調査及び研究に関すること。
- (4) 防火思想の普及及び昂揚に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の防火管理に関し必要な事項

(委員会の組織)

第15条 委員会は、委員長及び委員若干人をもって組織する。

2 委員長は、総務部長をもって充てる。

3 委員は、知事が別に指定する職にある者をもって充てる。  
(委員会の会議等)

第16条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の運営については、委員長が別に定める。

3 委員会に関する庶務は、総務部総務税務局管財課において行なう。

#### 第5章 雜則

(雑則)

第17条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 熊本県庁舎等防火管理規程（平成20年熊本県病院局管理規程第19号）は、廃止する。

### 熊本県病院局管理規程第2号

熊本県病院局組織規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月31日

熊本県病院事業管理者 横田堅

#### 熊本県病院局組織規程等の一部を改正する規程

(熊本県病院局組織規程の一部改正)

第1条 熊本県病院局組織規程（平成20年熊本県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

「首席病院事業審議員」を「首席審議員」に、「病院事業審議員」を「審議員」に改める。

第4条第7項中「局に」の次に「総院長、」を加える。

第5条中第14項を第15項とし、第8項から第13項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 総院長は、管理者の命を受け、病院事業に関する重要な特命事項を処理する。

(熊本県病院局職員の職の設置に関する規程の一部改正)

第2条 熊本県病院局職員の職の設置に関する規程（平成20年熊本県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別表第3に掲げる」を「管理者が別に定める」に改める。

別表第1中「首席病院事業審議員」を「総院長  
首席審議員」に、「病院事業審議員」を「審議員」に改める。

別表第3を削る。

(熊本県病院局職員の給与に関する規程の一部改正)

第3条 熊本県病院局職員の給与に関する規程（平成20年熊本県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「

首席病院事業審議員	4種
-----------	----

」を「

総院長	2 種
首席審議員	4 種

」に、「病院事業審議員」を「審議員」に改める。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

### 熊本県病院局管理規程第 3 号

熊本県病院局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県病院事業管理者 横 田 堅

熊本県病院局会計規程の一部を改正する規程

熊本県病院局会計規程（平成 20 年熊本県病院局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条中「支払は、」の次に「現金又は出納取扱金融機関を支払人とする」を加え、後段を削り、次の 1 項を加える。

2 企業出納員は、前項の小切手を振り出したときは、これを出納取扱金融機関に通知しなければならない。

第 40 条第 1 項中「を受取人とする小切手を振り出」を「に必要な資金を交付」に改め、同条第 2 項中「小切手及び小切手振出済通知書に」及び「添付して」を削る。

第 42 条中「企業出納員は、出納取扱金融機関」の次に「又は第 7 条第 2 項に規定する金融機関」を加え、「を受取人とする小切手を振り出し、出納取扱金融機関に」を「に通知して、」に改める。

第 104 条第 1 項中「2 人」を「原則として 3 人」に改め、「ただし」の次に「、当該契約を履行できる相手方が 2 人しかいないときはその 2 人から見積書を徴すこととし」を加え、「、1 人」を「1 人」に改め、同条第 2 項第 3 号を削る。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

### 熊本県病院局管理規程第 4 号

庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県病院事業管理者 横 田 堅

庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程の一部を改正する規程

庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程（平成 20 年熊本県病院局管理規程第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「総務部」の次に「総務税務局」を加える。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

### 熊本県教育委員会告示第 2 号

藤崎台県営野球場条例（昭和 35 年熊本県条例第 36 号）第 10 条第 1 項の規定により藤崎台県営野球場の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県教育委員会委員長 古 荘 文 子

施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称 及 び 代 表 者	
藤崎台県営野球場	熊本市平山町 277 6 番地	財団法人熊本県スポーツ振興事業団・ミズノ（株）グループ 代表者 財団法人熊本県スポーツ振興事	平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

	業団 理事長 中村 和道	
--	-----------------	--

**熊本県教育委員会告示第 3 号**

熊本武道館条例（昭和 46 年熊本県条例第 62 号）第 10 条第 1 項の規定により熊本武道館の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県教育委員会委員長 古 荘 文 子

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本武道館	熊本市水前寺五丁目 2 3 番 2 号熊本武道館内	財団法人熊本県武道 振興会 理事長 紫垣正良	平成 23 年 4 月 1 日から平 成 28 年 3 月 31 日まで

**熊本県教育委員会告示第 4 号**

熊本県立総合体育館条例（昭和 57 年熊本県条例第 33 号）第 10 条第 1 項の規定により熊本県立総合体育館の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県教育委員会委員長 古 荘 文 子

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県立総合体育館	熊本市平山町 2776 番地	財団法人熊本県スボ ーツ振興事業団・ミ ズノ（株）グループ 代表者 財団法人熊 本県スボーツ振興事 業団 理事長 中村 和道	平成 23 年 4 月 1 日から平 成 28 年 3 月 31 日まで

**熊本県教育委員会告示第 5 号**

熊本県都市公園条例（昭和 53 年熊本県条例第 9 号）第 16 条第 1 項の規定により熊本県民総合運動公園の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県教育委員会委員長 古 荘 文 子

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県民総合運動公園	熊本市平山町 277 6 番地	財団法人熊本県スボ ーツ振興事業団・ミ ズノ（株）グループ	平成 23 年 4 月 1 日から平 成 28 年 3 月

		代表者 財団法人熊本県スポーツ振興事業団 理事長 中村和道	31日まで
--	--	-------------------------------	-------

**熊本県教育委員会告示第 6 号**

熊本県都市公園条例（昭和 53 年熊本県条例第 9 号）第 16 条第 1 項の規定により熊本県営八代運動公園の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県営八代運動公園	熊本市大窪四丁目 2 番 4 号	熊本利水工業株式会社 代表取締役 前田和幸	平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

**熊本県教育委員会告示第 7 号**

熊本県総合射撃場条例（平成 10 年熊本県条例第 26 号）第 10 条第 1 項の規定により熊本県総合射撃場の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県総合射撃場	熊本市平山町 277 6 番地	財団法人熊本県スポーツ振興事業団・ミズノ（株）グループ 代表者 財団法人熊本県スポーツ振興事業団 理事長 中村和道	平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子

**熊本県教育委員会規則第 2 号**

熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則  
(熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第 1 条 熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則（昭和 36 年教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 本序の項中「総括教育審議員」を「総括審議員」に、「首席教育審議員」を「首席審議員」に、「高校整備政策監」を「政策監」に、「教育審議員」を「審議員」に改める。

- 別表第5生涯学習事務所の項中「生涯学習審議員」を「審議員」に改める。  
 (熊本県教育長職務代行者の指定に関する規則の一部改正)
- 第2条 熊本県教育長職務代行者の指定に関する規則(昭和59年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。  
 1及び2中「総括教育審議員」を「総括審議員」に改める。  
 (熊本県立教育センター規則の一部改正)
- 第3条 熊本県立教育センター規則(昭和46年教育委員会規則第18号)の一部を次のように改める。  
 第5条第1表中「教育審議員」を「審議員」に改める。  
 第6条第3項中「教育審議員」を「審議員」に改める。  
 (熊本県立学校管理規則の一部改正)
- 第4条 熊本県立学校管理規則(昭和32年教育委員会規則第6号)の一部を次のように改める。  
 第13条(見出しを含む。)中「教育審議員」を「審議員」に改める。  
 (熊本県立美術館条例施行規則の一部改正)
- 第5条 熊本県立美術館条例施行規則(平成22年教育委員会規則第6号)の一部を次のように改める。  
 第4条第1表中「教育審議員」を「審議員」に改める。  
 第5条第3項中「教育審議員」を「審議員」に改める。  
 (熊本県立装飾古墳館条例施行規則の一部改正)
- 第6条 熊本県立装飾古墳館条例施行規則(平成3年教育委員会規則第20号)の一部を次のように改める。  
 第4条第1表中「教育審議員」を削る。  
 第5条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第8項までを1項ずつ繰り上げる。  
 (熊本県立学校職員の職の設置に関する規則の一部改正)
- 第7条 熊本県立学校職員の職の設置に関する規則(昭和45年教育委員会規則第18号)の一部を次のように改める。  
 別表第1中「教育審議員」を「審議員」に改める。
- 附 則
- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
  - 2 この規則の施行の際現に首席教育審議員を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもって首席審議員に命ぜられ、現に勤務している機関に勤務を命ぜられたものとする。
  - 3 この規則の施行の際現に高校整備政策監を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもって政策監に命ぜられ、現に勤務している機関に勤務を命ぜられたものとする。
  - 4 この規則の施行の際現に生涯学習審議員又は教育審議員を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもって審議員に命ぜられ、現に勤務している機関に勤務を命ぜられたものとする。

#### 熊本県教育委員会訓令第4号

本 庁 各 課 (室)  
各 地 方 機 関

熊本県生涯学習事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

熊本県教育委員会委員長 古 荘 文 子

熊本県生涯学習事務所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県生涯学習事務所処務規程(平成14年熊本県教育委員会訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第2表中「生涯学習審議員」を「審議員」に改める。

第4条第3項中「生涯学習審議員」を「審議員」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

#### 熊本県教育委員会訓令第5号

本 庁 各 課 (室)  
各 地 方 機 関

熊本県教育委員会電子署名規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

熊本県教育委員会委員長 古 荘 文 子

熊本県教育委員会電子署名規程の一部を改正する訓令

熊本県教育委員会電子署名規程(平成17年熊本県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

表中欄「(総室・室・センター)」を「(センター)」に改める。

**附 則**  
この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県教育委員会訓令第 6 号**

本 庁 各 課 (室)  
各 地 方 機 関

熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県教育委員会委員長 古 荘 文 子

熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令

熊本県教育庁文書規程（昭和 36 年熊本県教育委員会訓令第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号中「熊本県総務部県政情報文書課長」を「熊本県総務部文書私学局県政情報文書課長」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県教育委員会訓令第 7 号**

本 庁 各 課 (室)  
各 地 方 機 関

熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 23 年 3 月 31 日

熊本県教育委員会委員長 古 荘 文 子

熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令

熊本県教育庁処務規程（昭和 36 年熊本県教育委員会訓令第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「総括教育審議員」を「総括審議員」に改め、同条第 3 項中「首席教育審議員」を「首席審議員」に改め、同条第 4 項中「高校整備政策監」を「政策監」に改め、同条第 6 項中「教育審議員」を「審議員」に改める。

第 5 条第 2 項中「総括教育審議員」を「総括審議員」に改め、同条第 3 項中「首席教育審議員」を「首席審議員」に改め、同条第 5 項中「高校整備政策監」を「政策監」に改め、同条第 7 項中「教育審議員」を「審議員」に改める。

別表第 1 (第 3 条関係) 中

学校人事課	総務係 給与制度係 給与支給係 県立学校人事班 小中学校人事班	を	学校人事課	総務係 給与制度係 給与支給係 県立学校人事班 小中学校人事班 教員免許制度班	に、
文化課	文化係 文化財調査第一係 文化財調査第二係 世界遺産登録推進班	を	文化課	文化係 文化財調査第一係 文化財調査第二係	に改める。

別表第 4 (第 6 条、第 8 条関係) 中

教育政策課	7 教育庁等の職員の給与その他の勤務条件に関すること。	1 昇格及び昇給の発令に関すること		1 電子計算組織に係る給与の支出命令に関すること。 2 管理職員特別	1 給与基本資料報告をすることと を
-------	-----------------------------	-------------------	--	---------------------------------------	-----------------------

				勤務手当の決定に関すること。	
--	--	--	--	----------------	--

」

教育政策課	7 教育庁等の職員の勤務条件に関すること。				
-------	-----------------------	--	--	--	--

に改め、教育政策課の部中8の項を削り、9の項を8の項とし、10の項から26の項までを1項ずつ繰り上げる。」

別表第4（第6条、第8条関係）中

学校人事課	3 学校職員（臨時的任用職員を含む。）の給与その他の勤務条件に関すること。	1 昇格及び昇給の発令に関すること。		1 給与支払に関すること。 2 調整額の発令に関すること。 3 電子計算組織に係る給与の支出命令に関すること。 4 社会保険資格の得喪等の手険料の支払に関すること。 5 雇用保険資格の得喪等の手續、保険料の支払及び離職票の発行に関すること。	
	4 児童手当に関すること。 (県費負担教職員に限る。)			1 児童手当法(昭和46年法律第73号)第14条及び第17条の規定に基づく児童手当の不正利得の徴収に関すること。 2 同法第26条第2項の規定に基づく届出等を処理すること。 3 同法第29条	

を

				の規定に基づく報告すること。	
--	--	--	--	----------------	--

」

学校人事課	3 給与及び学校職員（臨時的任用を含む。）の勤務条件に関すること。	1 昇格及び昇給の発令に関すること。		1 給与支払に関すること。 2 管理職員特別勤務手当の決定に関すること。 3 調整額の発令に関すること。 4 電子計算組織に係る給与の支出命令に関すること。 5 社会保険資格の得喪等の手續、保険料の支払に関すること。 6 雇用保険資格の得喪等の手續、保険料の支払及び離職票の発行に関すること。	
	4 児童手当に関すること。			1 児童手当法（昭和46年法律第73号）第14条及び第17条の規定に基づく児童手当の不正利得の徴収に関すること。 2 同法第26条第2項の規定に基づく届出等を処理すること。 3 同法第29条の規定に基づく報告すること。	

」に改め、学校人事課の部中16の項を17の項とし、5の項から15の項までを1項ずつ繰り下げる。4の項の次に次のように加える。

「学校人事課」

5 子ども手当に  
関すること。

1 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)第16条第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項、第7条及び第13条の規定に基づく子ども手当の認定及び支給並びに不正利得の徴収すること。

2 同法第27条第2項の規定に基づく届出等を処理すること。

3 同法第30条の規定に基づく報告すること。

別表第4(第6条、第8条関係)文化課の部中10の項を削る。」

附 則  
この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

## 熊本県教育委員会訓令第8号

本 庁 各 課 (室)  
各 地 方 機 関

熊本県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

熊本県教育委員会委員長 古 荘 文 子

熊本県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県教育事務所処務規程(昭和36年熊本県教育委員会訓令第49号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第1号中「管理課」の次に「(鹿本教育事務所を除く。)」を加える。

第4条中「管理課」の次に「(鹿本教育事務所にあっては指導課の分掌事務に含む。)」を加え、同条第5号中「教育予算の執行に関すること」の次に「(菊池教育事務所にあっては鹿本教育事務所に関すること、八代教育事務所にあっては芦北教育事務所に関することを含む。)」を加える。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。